

産業廃棄物処分業許可証

住 所 秋田県秋田市川尻町字大川反233番地52

氏 名 有限会社加藤四郎商店
代表取締役 加藤 圭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 穂 積

志



許 可 の 年 月 日 平成28年6月6日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成33年6月5日

1. 事業の範囲

(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設

(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

更新許可年月日：平成18年6月6日

更新許可年月日：平成23年7月1日

更新許可年月日：平成28年6月6日

許可証書換年月日：平成30年10月2日 代表者の変更による許可証書換え

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

(別表 1)

種 類	施設の区分	中 間 処 理		
		圧 縮 切 断 施 設		特記事項
		No. 1 取扱	No. 2 取扱	
燃え殻		×	×	
汚泥		×	×	
廃油		×	×	
廃酸		×	×	
廃アルカリ		×	×	
廃プラスチック類		○	○	
紙くず		×	×	
木くず		×	×	
繊維くず		×	×	
動植物性残さ		×	×	
動植系固形不要物		×	×	
ゴムくず		○	○	
金属くず		○	○	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず※		○	○	
鉱さい		×	×	
がれき類		○	○	
動物のふん尿		×	×	
動物の死体		×	×	
ばいじん		×	×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物		×	×	
自動車等破砕物		×	×	
石綿含有産業廃棄物		×	×	
水銀使用製品産業廃棄物		×	×	
水銀含有ばいじん等		×	×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

〔備考〕 ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。
 ・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。

(別表 2)

施設の種類	設 置 場 所	設置年月日	能 力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量等)	許可年月日 (又は設置届出年月日)	許可番号	備 考
中間処理 (No. 1 圧縮切断施設)	秋田県秋田市川尻町字 大川反233番地52	平成13年4月14日	33.6 t/日 4.2 t/時 8時間/日	許可対象外	—	100馬力 切断機
中間処理 (No. 2 圧縮切断施設)	秋田県秋田市川尻町字 大川反233番地52	平成13年4月14日	7.2 t/日 0.9 t/時 8時間/日	許可対象外	—	50馬力 切断機